

(目的)

第1条 この規則は、在宅の重度の障害を有する者が日常生活で自動車を利用するに当たって、その自動車の運行に係る燃料費(以下「燃料費」という。)を助成する障がい者燃料費助成事業を実施するために必要な事項を定めることにより、障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成の対象等)

第2条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、燃料費の助成を行うことができる。

2 前項の燃料費の助成は、燃料費助成券(以下「助成券」という。)を交付することにより行う。

3 助成券の交付の方法、その数量その他の助成の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第3条 燃料費の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(審査等)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、申請者に対し、燃料費の助成の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第5条 前条第1項の規定により燃料費の助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第6条 助成券は、助成券に記載された有効期間を超えて使用し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、燃料費の助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 受給者が第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な行為により燃料費の助成を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第8条 市長は、前条第3号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、交付した助成券又は助成した燃料費に相当する費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度障がい者が日常生活で自動車を利用するに当たり、その自動車の運行に係る燃料費の一部を助成することにより、社会参加の促進を図り、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により燃料費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、現に本市に居住する者であって、1人で外出できない重度の障がいを持つ在宅者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号第2)の規定による療育手帳の交付を受けている者で、障がいの程度がA1又はA2の者
- (2) 所得税を課税されていない者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
  - ア 熊本市優待証(さくらカード)の交付を受けている者
  - イ 熊本市障がい者福祉タクシー利用券の交付を受けている者
  - ウ 障害者支援施設、障害者施設等に入所している者
  - エ 医療機関に入院している者

(助成対象自動車)

第3条 燃料費の助成の対象となる自動車(以下「対象自動車」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者本人及び同居の家族が所有(使用を含む。以下同じ。)する自家用自動車
  - (2) 対象者の親族が所有する自家用自動車
  - (3) 対象者の支援者が所有する自家用自動車
- 2 対象自動車は、対象者1人につき1台とする。

(助成額等)

第4条 この要綱による燃料費の助成は、予算の範囲内において、対象者に燃料費助成券(以下「助成券」という。)を交付することにより行う。

- 2 助成券により助成する額は、1枚につき1,000円とし、助成対象者1人につき各年度12枚を上限とする。
- 3 助成券の交付枚数は、第2条に規定する助成対象者となった月に応じて、同一人につき別表に定める枚数とする。

(助成券の申請)

第5条 助成券の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、熊本市障がい者燃料費助成券交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 助成対象者の所得税が非課税であることを証する書類
- (2) 対象自動車の自動車検査証の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(助成券の交付)

第6条 市長は、前条の申請がなされたときには、この要綱に基づき審査を行い、適当と認めるときは、申請者に助成券を交付するものとする。

- 2 助成券の有効期間は、当該助成券が使用可能な年度の4月1日から3月31日までとする。

(届出事項)

第7条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合は、熊本市障がい者燃料費助成券資格変更・喪失届(様式第2号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(助成券の再交付)

第8条 助成券の再交付は、行わない。ただし、破損又は汚損された助成券については、未使用であることを確認できるものに限り、これと引換えに再交付を行う。

(助成券の返還)

第9条 当該助成券に係る助成対象者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、申請者又はその者の家族等で助成券を所有する者は、速やかに助成券を市長に返還しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(不正使用の禁止等)

第10条 申請者は、助成券の有効期間を越えて助成券を使用し、又は助成券を他に譲渡し、若しくは貸与する等の不正な行為をしてはならない。

2 市長は、不正な行為により、助成券の交付を受け、又は助成券を使用した者があるときは、既に使用された助成券の券額面に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

3 前項の規定により、助成券の券額面に相当する金額の全部又は一部を返還させた場合における、当該助成券に係る助成対象者は、当該年度及び次年度以降5年間、第2条に規定する要件に該当しないものとみなす。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、障がい者燃料費助成事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

別表(第4条第3項関係)

対象となった月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
助成券の交付枚数	12枚	9枚	6枚	3枚